

外貨両替取引にご来店のお客さまへ

外貨両替取引における 上限金額設定に関するお知らせ

平素より尼崎信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、下記のとおり、平成30年11月29日(木)より、外貨両替取引の上限金額を設定させていただきます。お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 1取引あたりの上限金額(平成30年11月29日(木)から)
- *日本円から外貨への両替 ⇒ 原則100万円相当額以内
- *外貨から日本円への両替 ⇒ 原則100万円相当額以内

- 上記金額は1回あたりの上限金額になります。
- また、1ヶ月あたりの外貨両替の上限も、原則100万円相当額になります。1ヶ月間に複数回外貨両替をし、合計金額が上限金額を超過する場合、2回目以降の取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

くわしくは、窓口へお問い合わせください。

